

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の諸問題に対して「透明性」「公正性」「機動性」を確保し、経営環境の変化に迅速かつ効率的に対応できる経営体制を確立し、株主、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じて企業価値を継続的に向上させていくことを目的にコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則1-2-4】

当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用は行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じ検討してまいります。一方、招集通知の英訳開示については、当社ホームページにて行っております。  
([https://www.shinwa-jpn.co.jp/html/pdf/191029\\_syoushu\\_en.pdf](https://www.shinwa-jpn.co.jp/html/pdf/191029_syoushu_en.pdf))

##### 【原則3-1】

(i)会社のめざすところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画については当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

・経営理念(URL:<https://www.shinwa-jpn.co.jp/html/philosophy.html>)

・中期経営計画(URL:<https://www.shinwa-jpn.co.jp/html/pdf/chuki2017.pdf>)

(ii)コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書に開示しています。

(iii)取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬の支給基準につきましては、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く)各人の役職、経験年数、責任度をベースとして当期の業績及び業績への貢献度などを勘案し、株主総会において決議された報酬限度内で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の支給基準につきましては、各人の職責を勘案し、株主総会において決議された報酬限度内で監査等委員の協議により決定しております。

(iv)取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の指名にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と情報を共有し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、その職務経験をはじめ、人格・識見等あらゆる角度から検討し、当社の経営全般に対する貢献が期待できる人物について、候補者としております。

また、監査等委員である取締役候補者については、その職責上期待される専門的な知見と豊富な経験・実績を踏まえて検討し、監査等委員会の同意を得た後、候補者としております。

なお、経営陣幹部の選解任基準、手続きについては、今般設置した指名・報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会はその答申を踏まえて議論を深めてまいります。

(v)取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者および監査等委員である取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知にて開示しております。

また、経営陣幹部の解任につきましては、その重要性に応じて、適時・適切にホームページ等で開示してまいります。

##### 【補充原則4-3-2】

社長が経営のリーダーとして当社の企業価値を最大限高める存在であることを踏まえると、社長の選解任は、当社における最も重要な戦略的意思決定であると認識しております。

取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と情報を共有し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、社長の選任を実施しております。

なお、社長の後継者計画、選解任基準、手続きについては、今般設置した指名・報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会はその答申を踏まえて議論を深めてまいります。

##### 【補充原則4-3-3】

取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と情報を共有し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、業績などの適切な評価を踏まえた経営監視を実施しております。

なお、社長の選解任基準、手続きについては、今般設置した指名・報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会はその答申を踏まえて議論を深めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4】

政策保有株式については、全て取引関係の維持・強化が必要と判断されるために継続保有しているものであります。保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

年1回、取締役会において、保有する全銘柄について保有目的、取引状況、含み損益、配当金額、保有リスクなどを具体的に精査し、保有の継続または売却等による縮減を判断しております。2019年8月末の政策保有株式は7銘柄となり、貸借対照表上計上額は651百万円となりました。

政策保有株式の議決権行使については、当該企業の経営方針を尊重した上で、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるかを議案ごとに確認し、総合的に判断します。

##### 【原則1-7】

取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引は、取締役会での決議を要することとしています。その際、利害関係を有する取締役はその議決に加わることはできないこととしてあります。また年1回決算時に会社と取締役およびその近親者(二親等内)との間での関連当事者間取引の有無についてアンケート調査を実施し、管理する体制としてあります。

#### 【原則2-6】

当社は確定拠出個人年金制度(401K)を導入しております。従いまして、金融商品の選択及び運用は従業員自身が行っており、運用制度の説明会を定期的に開催しております。

#### 【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、会社法で定められている取締役会決議事項に加え当社の「取締役会規程」において定められている決議事項について決議を行います。また、業務執行取締役の責任と権限はその委嘱部門ごとに「職務分掌規程」および「職務権限規程」で明確にされております。また各業務執行取締役の委嘱については、有価証券報告書に開示するとともに、プレスリリースとして当社ホームページに開示しております。

#### 【基本原則4-9】

当社では「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当該基準を満たす候補者を選定しております。

#### 【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、その役割と責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、営業・製造・管理の各部門に精通した業務執行取締役7名と、監査等委員である取締役には社内取締役1名、および弁護士または公認会計士の資格を有した社外取締役2名で構成しております。

業務執行取締役は、経営感覚に優れ、豊富な業務経験と高度な専門性、リーダーシップを有する人材を選任基準としています。

現在の取締役会を構成する人員数10名は、当社の業容および規模から取締役会における実質的な議論を展開するうえで、さらに意思決定や業務執行の迅速化においても適正な人員数と考えております。

#### 【補充原則4-11-2】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っていますが、兼任数は合理的な範囲であると判断しています。また、業務執行取締役および常勤の監査等委員である取締役は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しており、取締役の業務に専念できる体制となっております。

#### 【補充原則4-11-3】

当社では事業年度末の取締役会にて、取締役会の実効性の分析・評価を実施しています。前事業年度については8月に監査等委員を含む全取締役に取締役会の構成、運営、議題等22項目にわたるアンケートを行い、その結果を分析し、翌9月の取締役会に提出して議論を行いました。その結果、当社の取締役会は、取締役会メンバー各々が果たすべき役割を十分に理解し、社外取締役を含め自由闇達に議論が行われており、経営上重要な事項の承認および執行と業務執行の監督が適切に行われているなど、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。一方で、当社の業容の拡大、グローバル化の進展を踏まえると取締役の増員が必要と判断し、管理部門および営業部門の取締役を各1名増員し業務執行取締役を5名から7名の体制とし、ガバナンスの強化を図りました。

#### 【補充原則4-14-2】

時宜に応じたテーマについて取締役会開催時に随時勉強会を実施しております。

#### 【基本原則5-1】

当社ではIR担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としています。機関投資家に対しては、中間・期末決算時に決算説明会を開催しています。また、毎年1回、名古屋証券取引所が開催するIRイベントに出展し、個人投資家との対話を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】[更新]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
進和取引先持株会	486,606	3.65
下川 浩平	430,866	3.23
進和従業員持株会	428,349	3.22
根本 哲夫	427,570	3.21
加藤 嘉一	424,819	3.19
東朋テクノロジー株式会社	400,000	3.00
根本 完治	379,541	2.85
加藤 純一	334,097	2.51
岸 直人	268,149	2.01
株式会社十六銀行	237,332	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

## 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	8月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
内藤正明	弁護士										
田島和憲	公認会計士										

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤正明				<p>&lt;社外取締役に選任している理由&gt;</p> <p>当社の社外監査役、社外取締役を経て、2016年から監査等委員を務めてあります。これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に関しての専門的な知識と経験を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言を行っていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員に選任している理由&gt;</p> <p>東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしているため、独立役員に指定しております。</p>

田島和憲			<社外取締役に選任している理由> 当社の社外監査役を経て、2016年から監査等委員を務めてあります。これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する豊富な知識と経験を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言・提言を行っていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 <独立役員に選任している理由> 東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしているため、独立役員に指定しております。
------	--	--	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員である取締役のうち社内取締役1名が常勤しているため、現状では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人は設けておりません。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は相互に情報・意見の交換を行うほか、それぞれの取締役やその他の従業員、子会社取締役や監査役等とも意思疎通を図り、取締役会やその他社内の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧などを通して、情報の収集及び監査環境の整備に努めています。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

### 補足説明

#### 1. 設置の目的

取締役および執行役員の指名および報酬の決定に関する手続において、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させ、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的とします。

#### 2. 委員会の役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会へ答申を行います。

##### (1)取締役および執行役員の選任、解任に関する事項

- (2)代表取締役および役付取締役の選定・解職に関する事項
- (3)取締役の後継者計画、育成に関する事項
- (4)取締役および執行役員の報酬に関する事項
- (5)上記の他、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問した事項

### 3. 委員会の構成

- (1)指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された代表取締役を含む3名以上の委員で構成し、その半数以上は独立社外取締役とします。
- (2)委員長は代表取締役とします。
- (3)設置における委員および委員長は、次のとおりです。

代表取締役	根本哲夫(委員長)
取締役(監査等委員)	後藤博介
独立社外取締役(監査等委員)	内藤正明
独立社外取締役(監査等委員)	田島和憲

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役全員を独立役員に指定しております。

また当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者(注1)
  2. 当社の議決権を5%以上保有する大株主またはその業務執行者
  3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者
    - (1)当社グループの主要な仕入先(注2)
    - (2)当社グループの主要な販売先(注3)
    - (3)当社グループの主要な借入先
    - (4)当社が5%以上の議決権を保有する企業等
  4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家
    - (1)当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家
    - (2)その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
  5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者
  6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者
  7. 上記(1. ~ 6.)の配偶者または2親等以内の近親者
  8. 過去5年間に上記(2. ~ 7.)に該当していた者
- (注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員等および部長級以上の従業員をいう。  
(注2)主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。  
(注3)主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

以上

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 [\[更新\]](#)

その他

#### 該当項目に関する補足説明 [\[更新\]](#)

現在、当社では取締役(監査等委員である取締役を除く)への賞与は企業業績にある程度連動すべきとの考え方から、株主総会の決議によって支給しており、各取締役(監査等委員である取締役を除く)への配分は各人の役割に応じた業績への貢献度を勘案して決定しております。また、2017年11月16日開催の第67回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

2019年8月期における当社の役員報酬等の総額は、185百万円です。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬(基本報酬及び賞与)限度額につきましては、下記のとおり株主総会において決議いただいております。

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

(2)監査等委員である取締役の報酬限度額は2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の支給基準につきましては、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く)各人の役職、経験年数、責任度をベースとして当期の業績及び業績への貢献度などを勘案し、上記報酬限度内で決定いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、上記報酬限度内で監査等委員である取締役の協議にて決定しており、当社の業績により変動することのない定額報酬のみを支給することにしております。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は常勤の監査等委員である取締役と定期的に情報・意見交換等を行い、連携を密にとることとしております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
下川 浩平	相談役	現経営陣等の依頼に基づく助言 (経営非関与) 公的、社会的貢献活動	非常勤、報酬有	2015/11/19	1年更新

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

#### その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、2016年11月17日開催の定時株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、企業経営の透明性と効率性の確保を図るとともに取締役会の更なる監督機能の強化を図るためのものであります。

取締役会については、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計10名で構成され、経営の基本方針等の重要事項に関する意思決定および業務執行の監督を担っております。また、取締役会の意思決定に基づき、現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために執行役員制度を導入しており、5名の幹部社員(使用人)をその職にあらせてあります。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に従い、取締役の職務執行状況についての監査を行うとともに監督を行っております。また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人からの情報収集をはかるとともに意見交換を行っております。また、会計監査人や内部監査室とも綿密な連携を取り、情報の共有化を図るなど経営の監視に努めることとしております。

### (2)会計監査の状況

会社法および金融商品取引法に基づく会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。会計監査人は、監査等委員会および内部監査室とも緊密な連携を保ち、監査計画および監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換および意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、2018年8月期において業務を執行した当該会計監査人における公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については、次のとおりであります。

#### ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 三富 康史、矢野 直

#### ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、その他 21名

### (3)取締役候補者の指名

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の指名にあたっては、その職務経験をはじめ、人格・識見等あらゆる角度から検討し、当会社の経営全般に対する貢献が期待できる人物について、取締役会に諮ったうえで、これを候補者として株主総会に推薦しております。また、監査等委員である候補者については、その職責上期待される専門的な知見と豊富な経験・実績はいうに及ばず、高邁な倫理観と不偏不党の公平・公正さが求められるものと認識しており、このような視座から見た適任者について、監査等委員会の同意を得た後、取締役会に諮り、これを候補者として株主総会に推薦しております。

#### (4)責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社は、経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、取締役会の監督機能を強化することにより経営の透明性・公正性を確保するため監査等委員会設置会社を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期限より早期に株主総会招集通知を発送することとしてあります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を行っております。
その他	株主総会では映像資料を用いて、事業報告の主な内容や重要課題、中長期の展望について株主に分かりやすく説明しております。 また、決算業務の早期化を図り、招集通知の発送前の早期開示を行っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」に毎年参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間期、決算期)の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報等の掲載を実施しております。 <a href="http://www.shinwa-jpn.co.jp/">http://www.shinwa-jpn.co.jp/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001:2015(環境マネジメントシステム)の取得をとおして、あらゆる事業活動における環境負荷低減に取り組む一方、ユーザーに対しては環境に配慮した商・製品の提供、提案をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	当社ホームページに適時開示情報を速やかに掲載しております。

## **内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

#### ・内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は別に定める「経営理念」に則り、公平かつ公正な企業活動により、社会的使命を果たすため、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保する体制(以下「内部統制システム」という)を整備する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底いたします。
- (2) 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針のもと、監査等委員の取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行の監査及び監督を行うことといたします。
- (3) 内部監査室は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告することといたします。
- (4) 法令違反その他法令上疑義のある行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室長または社外取締役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、不利益がないことを確保いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、適切に保存及び管理することといたします。
- (2) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- (3) 情報セキュリティポリシーを制定し、保有する全ての情報を企業活動における重要な資産と位置づけ、適切に保護管理いたします。
- (4) 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、速やかに開示することといたします。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に係る規程を定め、各部門及び各子会社の業務に付随するリスクについては、当該部門及び当該子会社にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、管理本部が行うものといたします。
- (2) 内部監査室は管理本部と連携し、各部門及び各子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものといたします。
- (3) 重要な損失の危険が顕在化した場合には、取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を整えることといたします。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定期取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催することといたします。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、毎期ごとに定める各取締役の業務分掌において、それぞれの責任者及び執行手続きについて定めるものといたします。
- (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施いたします。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にいたします。
- (2) 内部監査室は、当社グループ各社への内部監査を実施いたします。
- (3) 当社は当社グループ会社への指導・支援を行うほか、必要に応じ取締役または監査等委員を派遣し、業務執行に対する監査・監督を行うことといたします。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものといたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものといたします。

#### 7. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務を遂行するにあたり、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの指揮命令を受けないものといたします。
- (2) 当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得ることといたします。

#### 8. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することといたします。
- (2) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものといたします。
- (3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- (4) 監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
- (5) 監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

#### 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整えることといたします。
- (2) 監査等委員会と取締役社長との定期的な意見交換会を開催いたします。

## **2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

1. 社会的正義を実践するため、当社はコンプライアンス規程において「反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わってはならない。また、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与してはならない」旨を定め、取締役および使用人に周知徹底いたします。
2. 反社会的勢力に対する統括部門は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、速やかに警察など外部専門機関と連携を取り対処いたします。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制を含むコーポレートガバナンス体制の模式図は添付(1)を参照ください。

2. 適時開示体制の状況

(1) 適時開示に関する基本姿勢

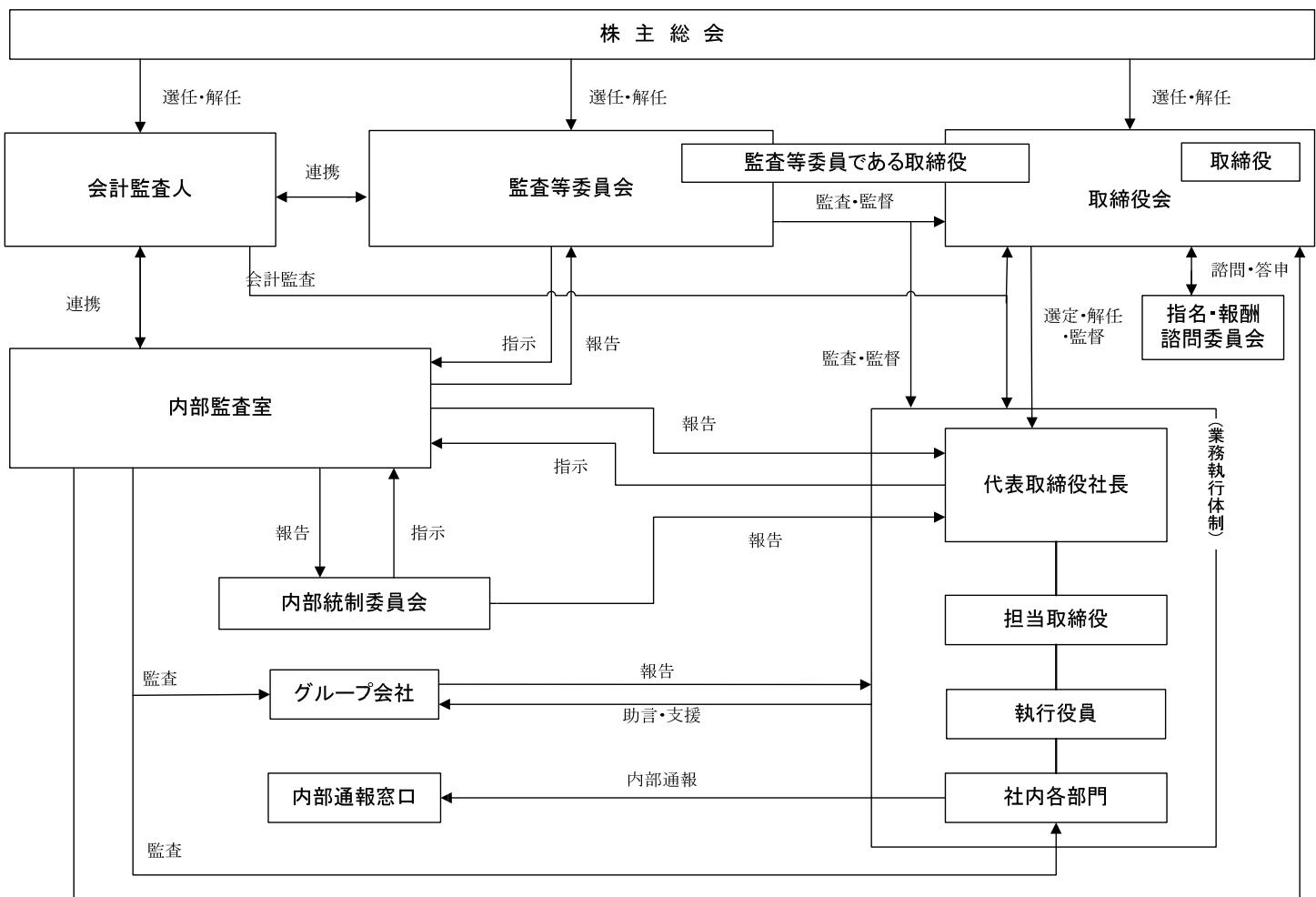
当社は、金融商品取引に関する諸法令及び金融商品取引所の定める規則等を遵守し、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、当社グループへの理解を深めていただくために、会社情報の適時開示を迅速、正確かつ公平に行う所存あります。

(2) 適時開示に係る当社の社内体制

当社の情報の統括管理責任は、情報取扱責任者(情報管理担当役員)である専務取締役管理本部長が担っております。また、情報開示に関する業務は、専務取締役管理本部長の統括のもと、経営企画室が担当しており、金融商品取引に関する諸法令及び金融商品取引所の定める規則等に則り、適時かつ適切な情報開示に努めております。

模式図は添付(2)を参照ください。

添付（1） 内部統制を含むコーポレートガバナンス体制の模式図



添付（2） 適時開示に係る当社の社内体制

